

経済・産業政策

◇背景と考え方



SDGs の目標とターゲット 8.3 8.9

12.b

中小企業が継続して成長していくためには、時代の変化に機敏に反応できるその柔軟性と機動力を生かし、既存の事業にこだわらず、積極的に新市場の開拓や新たな事業の展開に取り組んでいくことが重要である。また、経営者の高齢化が進む中で、地場産業や伝統工芸産業を含め、多くの後継者問題に直面しており、中小企業が独自に磨いてきた技術が次世代に継承されない懸念が高まっている。そこで、稼げる中小企業への転換により、2代目、3代目と事業を受け継ごうと思える環境をつくることが重要であるほか、第三者への譲渡などを経営者が検討する際の相談先として、事業引継ぎ支援センターのような機能の充実が必要となっている。

海外旅行者数は世界的に増加しており、神奈川への外国人旅行者の訪問者数も2016年には231万人に達するなど、近年急速な増加が続いている。人口減少と少子化・高齢化が急速に進展し、国内消費が低下する我が国において、新たな市場として成長する訪日外国人旅行者の日本国内での消費（インバウンド消費）の経済効果を県経済に波及させることが必要とされる。

◇重点政策

1. 中小企業・小規模事業者にとって、課題である人材不足解消のため、教育機関等と連携し、中核的人材の確保・育成を進め、事業者と技能・技術継承の充実に向けた支援をはかること。

また、中小企業・小規模事業者が求職者から選ばれる、魅力ある労働環境を実現するため、各施策の普及啓発活動と相談体制を強化すること。

<継続・8.3>

2. 持続可能な地域経済の発展をはかるため、中小企業・小規模事業者の事業継承に対して、神奈川産業振興センターや県内市町村が連携し、金融を含む相談・支援体制の充実をはかること。

また、各自治体による施策について、取り組み内容が広く事業者へ周知されるよう広報活動を強化すること。

<新規>

3. 国際的に日本が注目される機会を活用して、インバウンド消費の経済効果を地域に波及させることは大変重要であり、既に進められている訪日外国人旅行者に対する、ICT等を利用した効果的なプロモーションや受入にあたっての環境整備を確実に推進すること。

あわせて旅行者の幅広いニーズに対応するため、県内市町村はもとより、周辺都県との連携強化をはかること。

<補強・8.9 12.b>

4. 住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスについて、地域の生活者や利用者の安全・安心が確保されるよう、地方自治体は、住宅宿泊事業者への厳格な監督を実施し、地域の実情を踏まえた、営業可能日数等の設定がされるよう条例制定を検討すること。

あわせて、地域の生活者や民泊サービス利用者からの苦情や相談に確実に対応するよう事業者へ指導徹底をはかること。

<新規>

参 考 資 料

<SDGs 169のターゲットから>

8.3 生産活動や適切な雇用創出、企業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業に設立や成長を奨励する。

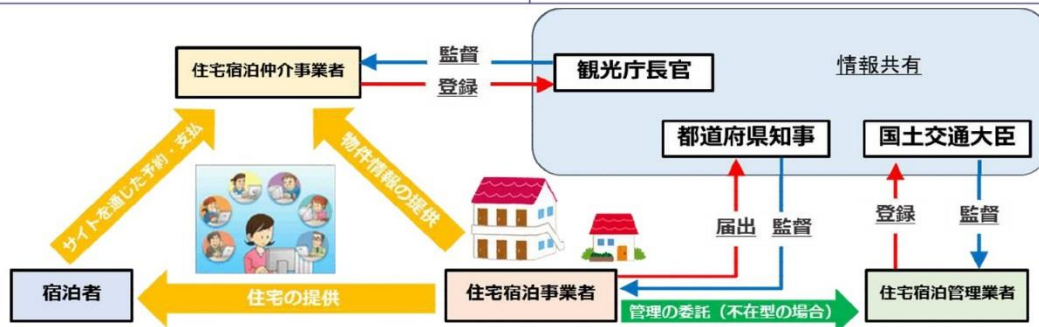
8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

●住宅宿泊事業法とは

住宅宿泊事業法の概要

背景・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及 ○多様化する宿泊ニーズ等への対応 ○公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等
概要	<p>※ 都道府県に代わり、保健所設置市（政令市、中核市等）、特別区（東京23区）が監督（届出の受理を含む）・条例制定措置を処理できる</p> <p>2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国土交通大臣の登録が必要 ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）の実施と1②の措置（標識の掲示を除く）の代行を義務付け ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施 <p>3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 観光庁長官の登録が必要 ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施 <p>○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日</p>
1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県知事への届出が必要 (年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設) ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等）を義務付け ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施



雇用・労働政策

◇背景と考え方



SDGsの目標とターゲット 3.6 4.a 8.5 8.6 8.8 10.2 10.7

障がい者雇用率は5年ごとに政令で定められており、2017年5月30日、労働政策審議会障害者雇用部会において、現行から、それぞれ0.3%引き上げられる旨が諮問・答申された。2018年4月からの新たな障がい者雇用率は、精神障がい者を算定基礎に加え、直近の障がい者雇用状況、改正障害者雇用促進法が規定した激変緩和措置も考慮され以下の通りとなった。

①障がい者雇用率を現行から、それぞれ0.3%引き上げる。

【民間企業】2.0%（現行）→2.3%（改定後）

【国・地方公共団体、特殊法人】2.3%（現行）→2.6%（改定後）

【都道府県の教育委員会】2.2%（現行）→2.5%（改定後）

②経過措置として、施行日である2018年4月1日から当分の間、障がい者雇用率を以下の数値とする。

【民間企業】2.2% 【国・地方公共団体、特殊法人】2.5% 【教育委員会】2.4%

・上記の経過措置は、施行日から3年未満で、できる限り速やかに廃止する。

働き方改革関連法案(働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律案)が6月29日に可決、成立した。罰則付の時間外労働の上限規制や中小企業における60時間超の時間外労働の割増賃金率に対する猶予措置の撤廃、雇用形態間における不合理な格差の解消に向けた同一労働同一賃金の法整備など、連合が求めてきた事項が実現する点は評価できる。しかし、「高度プロフェッショナル制度」という、労働基準法上の労働時間規制を適用せず長時間労働を助長しかねない制度が法案から削除されることなく創設されたことは、極めて遺憾である。

働き方改革関連法の議論の舞台は、労働政策審議会に移る。条文では明確になっていない、「高度プロフェッショナル制度」の対象業務や年収要件、時間外労働の上限規制の詳細、勤務間インターバル、同一労働同一賃金に関するガイドラインなど、省令・指針等において定めなければならない事項は多数に上る。また、自動車運転業務に関する改善基準告示の見直しや、長時間労働による現場の疲弊が指摘される医師や教員の働き方の見直しなど、過労死等ゼロはもとよりすべての働く者の健康と安全を確保する視点からの引き続きの取り組みが必要である。

自動車の運転業務については、現行制度では限度基準告示の適用除外とされている。その特殊性を踏まえ、拘束時間の上限を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」で自動車運送事業者への監督を行っているが、限度基準告示の適用対象となっている他業種と比べて長時間労働が認められている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、年 960 時間（＝月平均 80 時間）以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進することとしている。

◇重点政策

1. すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

さらに若者の「使い捨て」が疑われる企業への取り組みとして、「労働条件相談ほっとライン」等の相談窓口で受け付けた相談や情報について、内容に応じて監督指導を確実に実施すること。

<継続・8.6>

2. 神奈川県における障がい者のさらなる雇用促進と職場定着をはかる観点から、特に障がい者雇用が進んでいない企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を県障害者雇用促進センターが中心となり推進すること。

また、今年4月より法定雇用率の算定基礎に加えられた、精神障がい者を雇用する企業に対してはセミナーや職場定着支援ツールの提供などにより、雇用を進める企業支援の充実をはかること。

<補強・4.a 8.5 10.2>

3. 自動車運転業務従事者について、依然として低賃金・長時間労働の実態があることから、関係機関・団体が連携し、引き続き「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会」の取り組みを推進すること。

また、荷主を含む、取引に関わる全ての関係者に対して、労働基準関係法令等について、周知し、理解促進をはかること。

<補強・3.6>

4. 教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、教育の質的向上をはかる必要があることから、特に学校における「勤務時間」を意識した働き方を進め、ICTやタイムカードなどにより、客観的に把握・集計する勤務時間管理システムの構築を進めること。

また、時間外勤務の削減に向けて、業務の役割分担・適正化が図れる業務改善計画の策定を進めること。

<新規>

5. 外国人技能実習制度においては、長時間労働や賃金不払い、最賃を下回る低賃金等の労働関係法令違反、旅券取り上げ等の人権侵害事案などの課題が指摘されている。

さらに技能実習生の出身国が多様化していることを踏まえ、技能実習生が母国語で相談できる環境の整備、外国人技能実習機構と相互に連携した労働関係法令違反への監督指導体制の強化、技能実習生に対する労働関係法令の周知をはかること。

<新規・労働局のみ・8.8 10.7>

参 考 資 料

<SDGs 169のターゲットから>

- 3.6** 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 8.6** 2020年までに就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 4.a** 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を建設・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 8.5** 2030年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性に、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.8** 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 10.7** 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序にとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
- 10.2** 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

●青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）などが2015年10月1日から順次施行された。

●就労実態等に関する職場情報の提供・情報提供の項目について、

1. 募集・採用に関する情報

過去3年間の新卒採用者数・離職者数、男女別人数、平均勤続年数

2. 職業能力の開発・向上に関する状況

研修や自己啓発支援の有無及び内容、メンター制度の有無

キャリアコンサルティング制度や社内検定等の制度の有無及び内容

3. 企業における雇用管理に関する状況

前年度の月平均所定外労働時間の実績、有給休暇の平均取得数、育児休業取得対象者・取得者数（男女別）、役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

●県内の障がい者雇用の状況（神奈川労働局平成29年集計）

<民間企業>法定雇用率2.0%、実雇用率1.92%（全国平均1.97%）

<法定雇用率達成企業の割合>47.8%（前年度1.1ポイント増、全国平均50.0%）

●トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会とは

トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

協議会は、経済団体、荷主関係団体、荷主、トラック運送事業関係団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員をもって構成する。（労働組合代表含む）

協議会は目的達成のため次の活動を行う。

（1）トラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること

（2）トラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること

具体的には、「トラック輸送状況の実態調査」と課題解決に向けた「パイロット事業」を実施する。

●学校における働き方改革に関する緊急対策とは

平成29年6月、文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、同年12月22日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」がまとめられた。

「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」においては、

- 学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化
- 学校が作成する計画等の見直し
- 学校の組織運営体制の在り方
- 勤務時間に関する意識改革と制度的措置
- 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

という観点において、取り組むべき具体的な方策が示された。

●外国人技能実習制度の適正な実施に向けた取り組み

「外国人技能実習法」が2017年11月1日より施行された。この法律は、外国人技能実習制度の適正な実施および技能実習生の保護を目的とするとともに、受入期間の延長や人数枠の拡大をはかるものである。連合は、「技能実習制度の見直しに関する連合の考え方について」（第14回中央執行委員会確認/2014.11.20）にもとづき、開発途上国等への技能移転による国際貢献という本旨に沿った制度の運営、監理体制の強化、技能実習生の権利保護を求め、取り組んできた。

しかし、外国人技能実習制度においては、長時間労働や賃金不払い、最賃を下回る低賃金等の労働関係法令違反、旅券取り上げ等の人権侵害事案などの課題も指摘されている。制度の適正な実施と技能実習生の保護を目的とした「外国人技能実習法」施行を契機として、地域や職場における技能実習生を含めた外国人労働者の一層の権利保護をはかる必要がある。

●「外国人技能実習法」の概要

1. 外国人技能実習制度の適正化

- 技能実習生ごとに作成する技能実習計画を認定制とする
- 技能実習生を受け入れる監理団体と実習実施者をそれぞれ許可制、届出制とする
- 監理団体・実習実施者に対する報告徴収、実地検査等の法的権限を持つ外国人技能実習機構の創設
- 技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止および罰則規定を整備

2. 外国人技能実習制度の拡充

- 優良な監理団体・実習実施者への実習期間の拡大（3年→5年）
- 優良な監理団体・実習実施者における受け入れ人数枠の拡大

福祉・社会保障政策

◇背景と考え方



SDGs の目標とターゲット

1.1

8.5

11.7

16.2

日本における子どもの貧困率は 1990 年代半ばごろから増加傾向にあり、2012 年には過去最高の 16.3% に達した。このような状況を背景として、2014 年に子どもの貧困対策に関する大綱が策定され、現在国をあげて取組みが進められているほか、民間事業者などによる学習支援や子どもの居場所づくりの取組みも広まりを見せている。

神奈川県においても、かながわハイスクール議会での提案を受け、高校生や大学生も構成員とした「かながわ子どもの貧困対策会議」を設置するなど子どもの貧困に対する取組みを進めてきた。しかし、2015 年の時点でも 7 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分以下という厳しい環境に置かれており、生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、対策を進めることは極めて重要である。貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮度の高い母子世帯への支援を充実させる必要があり、保護者に対する就労の支援や生活を立て直すための支援など、安定した経済基盤を維持できるようにするための支援が重要となっている。一方で、子どもの貧困問題については、低栄養状態がその後の成長に招く影響や、相対的に低位な自己肯定感といった精神面における課題、学力や進学率といった学習面における課題など、多面的な課題への取組みが必要であり、複合的な対応が求められる。子どもの権利としての育ちを支援するために、より近くで寄り添える市町村や学校、子どもの貧困に取り組む NPO などへの支援を強化するとともに、各々がより一層連携して取り組んでいくしくみを構築する必要がある。また、子どもの貧困や相対的貧困について現状を正しく理解してもらうことがそれらの活動を下支えするものであり、理解促進に向けた取組みを一層進める必要がある。

安心して子育てができるよう、保育士等の確保・育成や保育所等の設置促進・幼稚園の活用などによる量的な拡充を進めるとともに、研修機会の確保などにより保育等の質的向上にも取り組む必要がある。さらに、病児保育など保護者のニーズに応じた支援を拡充するとともに、保護者自身に向けた支援、保護者・事業者双方に向けた保育や教育に関する好事例の情報発信などにも取り組む必要がある。

◇重点政策

1. すべての世代が安心できる持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

(1) 医療現場における、安全で質の高い看護の提供を確保するため、離職防止や復職促進など、質の高い医療人材の育成・確保を進めること。また、「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」が中心となり、休暇取得の促進や夜勤負担の軽減などの勤務環境改善の取り組みを普及・徹底させることとあわせ、医療従事者からの意見や相談などに対応できる体制整備をはかること。

(2) すべての介護従事者の処遇ならびに雇用管理の実態把握を進め、職場環境の改善をはかるとともに、専門職として、社会的地位の確立、人材の離職防止、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、介護人材確保対策を一層強化すること。

(3) 幼児教育・保育における、質の向上や人材の定着と確保に向けて、幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みを構築すること。

<新規・8.5 16.2>

2. 介護等を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、仕事と介護が確実に両立できるよう、介護サービスの質の向上をはかり、訪問介護などの生活援助サービスや各種施設利用の推進をはかること。

そして、今後も増加傾向にある未届け有料老人ホームに対しては、利用者の生活と権利を擁護するため、その実態を把握し、地域との連携をはかり地域ボランティアと利用者との交流を推進すること。

<継続・11.7>

3. 希望するすべての子どもが保育所等を利用できるよう、引き続き待機児童の早期解消に向けた施策を推進すること。

また、職員配置や安全面の強化など、保育の質の維持・向上に向けた取り組みを進めること。

<継続>

4. 子どもの貧困対策として、生まれ育った環境によって将来が左右されることがなく、貧困の連鎖を防止するため、必要な環境整備と教育の機会均等をはかること。
- 特に、家庭学習を補完する教育の支援、子どもの居場所づくりの推進、ひとり親家庭への就業支援などへの積極的な取り組みを推進すること。

<補強・1.1>

参 考 資 料

<SDGs 16 9のターゲットから>

- 1.1** 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 8.5** 2030年までに、若者や障がい者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
- 11.7** 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 16.2** 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問をなくす。

●神奈川県医療勤務環境改善支援センター

医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等をはかるため、県庁内に設置し、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関を支援している。

○業務内容

(1) 勤務環境改善のための相談支援

医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）と医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント）が、勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談に対して、専門的な支援を無料で行う。

○相談内容 労務管理、労働安全管理、診療報酬制度、組織マネジメント・経営管理 等

(2) 勤務環境改善のための研修会開催、周知・広報 等

●保健・医療人材の育成・確保

医療技術の進歩により医療が高度化・複雑化するとともに、高齢化や在院日数の短縮などによって医療提供の場は多様化している。また、患者や家族の医療に対する期待や権利意識、医療安全に対する意識が高まっていることなどから、専門性の高い医療従事者は全国的に慢性的な不足状況にある。こうしたなかで、神奈川県では医療従事者数が概ね全国平均を下回っている。

医療の効率性や安全性を担保し、より質の高い医療を提供するために、質の高い医療人材を育成・確保するとともに、地域でのくらしや看取りを支えるためのプライマリケアを担う総合診療医の育成や、不足する診療科や地域に勤務し地域医療に貢献する医師の確保、多職種によるチーム医療を進めるための人材育成・確保が必要である。

●介護福祉士の専門性と社会的評価の向上について（厚生労働省）

介護福祉士について、地域包括ケアに対応し、社会的評価向上につながるよう、継続的に専門性を高め、介護職の中核的な役割を担う存在として明確に位置づける。また、離職した介護福祉士が介護の現場に再就業しやすい環境整備を進める。

●介護人材の確保に向けて

介護分野においては、2014 年度に行った推計によると、神奈川県では2025 年に2万5千人の介護人材が不足すると推計されており、介護人材確保に向けた取組みが求められている。

●日本介護福祉士会

介護福祉士の協会は「日本介護福祉士会」があり、神奈川県には「神奈川県介護福祉士会」（平成26年度末で1065名、全国では、平成27年度末で47600名が会員）

社会インフラ政策

◇背景と考え方

SDGsの目標とターゲット



9.1



11.2 11.5

国では、国土形成計画(全国計画・2015年8月)において、それぞれの地域が個性を磨き、各地域が連携してイノベーションの創出を促す「対流促進型国土48」の形成と、この実現のための国土構造として「コンパクト+ネットワーク」の形成を進めることとしている。こうした国土政策と連携して、県が広域的な視点での都市づくりの基本方向を示すとともに、市町村などが地域の特性を生かして、地域の人口増減や人口規模も考慮した都市づくりを行うことが重要である。神奈川では、人口減少などにより、空き家が増加するなど、都市の空洞化が進行することが懸念されるが、横浜・川崎など人口減少が始まっていない地域と、三浦半島地域や県西地域など人口減少が始まっている地域とで、空き家の増加や生活利便性・交通の効率性の低下などの面で、地域ごとの偏りがさらに明確になっていくとみられる。

一人ひとりの災害に対する意識をその備えへ向けていくよう、個人や地域コミュニティ、学校教育などで実践的な危機管理意識を高めていくための取組みを進めることが必要である。行政機関などにおいては、災害発生時の迅速な情報収集や外国籍の方などにも配慮した、やさしい日本語や多言語での情報発信、避難対策、医療救護対策を図るとともに、さらには減災を意識したまちづくりや関係機関、団体、地域コミュニティなどの相互間の連携の充実など危機管理対策をさらに高めていく必要がある。また、近年拡大する国際テロや弾道ミサイルなどの脅威への懸念が高まっている。

公共施設を所有する多くの自治体にとって、わが国が直面する少子・高齢化の進展や、人口減少社会の到来、成長から成熟社会への移行といった社会情勢の変化は重要な意味を持っている。すなわち、人口は減少し、今後、歳入の大幅な増加が見込めない一方、介護・医療・児童関係費などの義務的経費の増大により財政状況が厳しさを増しつつある中、公共施設に求められるニーズが変化するとともに必要とされる規模が縮小傾向になることが予想される。また、高度経済成長期を中心に多くの公共施設が整備されてきたため、老朽化が進むこれらの施設は、今後、一斉に更新時期を迎える状況にある。

◇重点政策

1. 地域経済の発展や、医療・福祉・防災・教育など、県民の豊かな暮らしを追求し、次世代に引き継ぐことのできる持続可能なインフラの整備が必要であることから、特に、子どもの通学や高齢者の通院など、必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する助成を継続すること。

また、県は広域的な視点での調整機能を発揮し、市町村間の連携や交通事業者との連携を支援するなど、人口減少社会や超高齢社会における都市構造の変化に柔軟に対応しながら、各種施策を具体的に推進すること。

<補強・9.1 11.2>

2. 近年多発している、がけ崩れや土砂災害、豪雨水害などの教訓を踏まえ、災害がより発生しやすい個所を特定しつつ、がけ地の改善促進、洪水ハザードマップの改訂、浸水対策などの対策を重点的に行うこと。

また、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

<補強・11.5>

3. ビッグデータの活用や信号制御の高度化により道路の機能性向上をはかり、安全で歩行者優先のみちづくりを推進すること。

また、交通弱者である、子供や高齢者などを交通事故から守るため、地域住民の理解と連携のもと、通学路・生活道路の安全対策や自転車通行環境整備、道路のバリアフリー化などの各種施策を推進すること。

<継続・11.2>

参 考 資 料

<SDGs 169のターゲットから>

9.1 2030年まで経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを、全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置きながら開発する。

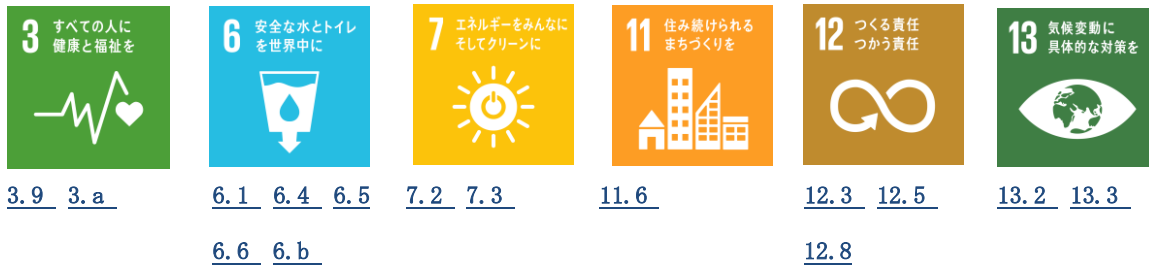
11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障がい者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

環境・エネルギー政策

◇背景と考え方

SDGs の目標とターゲット



我が国は、2015年7月に、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの目標を柱とする約束草案を国連に提出している。この目標の達成のため、特に家庭・業務部門においては約4割という大幅な排出削減が必要である。そのため、国として、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策となる。こうした状況を踏まえ、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じようとするものである。

地方公共団体実行計画においては、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めることとされており、その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品、および都市機能の集約の促進を例示として加えるものとしている。

県民の暮らしを支える良質な水を、将来にわたって安定的に確保するためには、豊かな水を育む森林や清らかな水源を保全・再生するための総合的な取組を、長期にわたり継続的に進めていく必要がある。神奈川県では、平成19年度以降の20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱に基づき、5年間に取り組む「実行5か年計画」を策定し、水源環境の保全・再生に取り組んでいる。この取組は、一般財源による取組のほか、実行5か年計画に位置づけられた特別な取組を推進するための財源として、「水源環境保全税（個人県民税の超過課税）」特別な課税により実施している。

◇重点政策

1. 各地方自治体は「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」によって導入された「地方公共団体実行計画」等に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた各種施策を確実に推進すること。

あわせて、これまでの削減実績や取り組むうえでの課題等を広く県民・市民に明示するとともに、必要に応じPDCAサイクルの再構築と施策強化に資する検証を行うこと。

<補強・7.2 7.3 13.2 13.3>

2. 県内における食品ロス削減の取り組みを推進する観点から、地方自治体、小売店や外食チェーン等の関係者が連携した啓発活動を積極的に展開するなど、県民への意識喚起をはかること。

また、生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用品を有効活用するため、地域のフードバンク事業団体等と連携しうる仕組みの構築に向け主体的に取り組むこと。

<補強・11.6 12.3 12.5 12.8>

3. 先進的に受動喫煙防止条例を制定している自治体として、特に、健康への影響が大きい未成年者に対する受動喫煙対策を強化し、改めて条例の周知啓発と諸対策を強力に推進すること。

また、美しく安全で健康的な環境を確保するため、路上喫煙・ポイ捨て対策を引き続き推進すること。

<補強・3.a>

4. 「水循環基本法」が成立したことを受け、神奈川県においても、国の水循環基本計画に基づく条例制定等も視野に、これまで以上に水源環境の保全施策を進めること。

特に「流域として総合的かつ一体的な管理」が求められていることを踏まえ、水源域である山梨県及び静岡県とも協議し、県境を越えた施策に協力して取り組むこと。

また、県外上流域にまたがる水源環境について、神奈川県民が関心を高め、その保全活動等に取り組む施策に対して、周知・啓発・支援等をはかること。

<新規・山静神会議関係・3.9 6.1 6.4 6.5 6.6 6.b>

参 考 資 料

<SDGs 169のターゲットから>

3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。**(実施手段)**

6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水に普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。

6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。

6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの総合水資源管理を実施する。

6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。**(実施手段)**

7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上に悪影響を軽減する。

12.3 2030年までに、小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

13.2 気候変動対策を国家の政策、戦略及び計画に盛り込む。

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

●食品ロスの状況

我が国では、食品廃棄物等（食品廃棄物及び有価として扱われる物）の量を削減するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づき、国、地方自治体及び事業者等による取組が進められている。食品リサイクル法に基

づく事業者からの報告等を基に食品廃棄物等の量を推計したところ、平成 27 年度には約 2,842 万トンの食品廃棄物等が発生したとの結果が得られた。

また、食品廃棄物等のうち、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう「食品ロス」に関しては、平成 27 年 9 月に国際連合で採択された「持続可能な開発目標」

(SDGs) のターゲットの 1 つ (12.3) に、2030 年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれるなど、近年、関心が高まっている。この食品ロスの量は、平成 27 年度には約 646 万トンであったと推計されている。

※食用仕向量約 8,291 万トンのうち、食品廃棄物は約 2,842 万トン (約 34%)、可食部分とされる食品ロスは約 646 万トン (約 8%) であり、国民一人一日で約 139g (茶碗 1 杯分のご飯量相当) とされている。

※市町村における、ごみ処理経費 19,606 億円 (平成 28 年度) 一人当たり 15,300 円/年

●路上喫煙の規制等、たばこ関連条例の制定状況

- ・神奈川県 神奈川県廃棄物の不適切処理の防止等に関する条例 (ポイ捨て禁止)
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例
神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例
神奈川県海水浴場等に関する条例
- ・横浜市 横浜市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止等に関する条例
- ・川崎市 川崎市路上喫煙の防止に関する条例
川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例 (ポイ捨て禁止)
- ・相模原市 相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例
相模原市路上喫煙の防止に関する条例

●神奈川県における水源環境に関する取組み

県民の暮らしを支える良質な水を、将来にわたって安定的に確保するためには、豊かな水を育む森林や清らかな水源を保全・再生するための総合的な取り組みを、長期にわたり継続的に進めていく必要がある。神奈川県では、平成 19 年度以降の 20 年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱に基づき、5 年間に取り組む「実行 5 か年計画」を策定し、水源環境の保全・再生に取り組んでいる。この取り組みは、一般財源による取り組みのほか、実行 5 か年計画に位置づけられた特別な取り組みを推進するための財源として、「水源環境保全税 (個人県民税の超過課税)」により実施されている。

教育・人権・平和政策

◇背景と考え方



SDGsの目標とターゲット

[4.1](#) [4.7](#)

[8.6](#)

[10.2](#) [10.3](#)

[16.1](#) [16.10](#)

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮度の高い母子世帯への支援を充実させる必要があり、保護者に対する就労の支援や生活を立て直すための支援など、安定した経済基盤を維持できるようにするための支援が重要となっている。一方で、子どもの貧困問題については、低栄養状態がその後の成長に招く影響や、相対的に低位な自己肯定感といった精神面における課題、学力や進学率といった学習面における課題など、多面的な課題への取組みが必要であり、複合的な対応が求められる。

国際社会においては、経済活動のグローバル化やICT技術の発達により、人やモノ、情報の往来が加速する中、頻発する移民排斥運動など、自らと異質なものに対する不寛容や差別、偏見が深刻になっている。我が国においても、ヘイトスピーチが社会的に問題となり、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されたが、インターネット上での外国人に対する攻撃的な主張やヘイトデモなどは続いている。

こうした不寛容は、外国人ばかりでなく、より多くの対象に対して向けられるようになりつつある。インターネット上での「炎上」と呼ばれる激しい非難や、あるいは保育園建設に対する反対運動なども、不寛容な社会の現れであるという指摘もある。また、個人主義の浸透や地縁・血縁によるコミュニティの脆弱化により、他者に無関心な傾向が強まっている。ホームレスや孤立死、ゴミ屋敷などの社会的課題においては、こうした無関心も大きな要因となっている。一見、寛容に見える態度に潜む無関心が、多様な他者と相互に対話し理解することを難しくしていると言える。今後、グローバル化はさらに進み、多様性を認め合うことによって新たな価値を生み出すダイバーシティ&インクルージョンの考え方の広まりが予測される中、他者に対する寛容をいかに獲得し定着させていくかが問われている。

◇重点政策

1. 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差とならないための施策について、各種媒体を利用した周知・広報を強化し、援助が必要な家庭に対して漏れることなく進めること。

また、地方自治体で実施している、給付型または無利息貸付型の奨学金について、対象者の拡大をはかり、利用者の実態にあった制度となるよう進めること。

<補強・4.1 8.6>

2. 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(1) 障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、県民一人ひとりが障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる社会をめざした「共生社会条例（仮称）」制定に向けた取り組みを推進すること。

(2) ヘイトスピーチ解消法が施行されたことに伴い、人権を侵害する不当な差別的言動の根絶に向けた条例制定と、ヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

(3) 県内で暮らす外国にルーツを持つ県民とその家族が、適切な医療・教育を受けることができ、多言語による生活に必要な情報や支援が提供されるなど、安心して生活しやすい多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進すること。

(4) LGBTやSOGIに関して、言葉としての認知度は高まっているものの、正しい理解は進んでいない状況である。地域社会や職場・教育現場において、性の多様性を尊重した支援が重要であり、「ありのままの自分で生きていける社会」の構築に向けて各自治体は関係組織と連携した取り組みを推進すること。

<補強・4.7 10.2 10.3 16.1>

3. 日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに自治体や住民の意志を尊重して対応すること。

また、県内基地の使用目的が変化している状況から、近隣住民の安全対策や騒音対策と、安心して生活を送るために、必要とされる情報が速やかに提供されるよう国に

要請すること。

< 継続 >

16.10>

参 考 資 料

<SDGs 169のターゲットから>

- 4.1** 2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.7** 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 8.6** 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 10.2** 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3** 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 16.1** あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.10** 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

●高等学校等に就学するにあたっての支援内容について

○高等学校等就学支援金（国が費用を都道府県に交付）

家庭の収入により制限があり、収入額により支給額に変動がある。

支援金は学校に支給され授業料が相殺される。

○神奈川県高等学校等奨学給付金（給付型で返還の必要は無し）

授業料以外の教育費に活用することを可能

生活保護世帯や市町村民税所得割額が非課税である世帯が対象となる。

○神奈川県高等学校奨学金（無利息貸付型）

家庭の収入により制限があり、また返還についても条件により免除があり

※予約採用があり、短期臨時奨学金を申し込むことにより入学前（3月）に貸付を受け
ることができる。

●障害者差別解消法

2016年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が施行された。この法律は、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としている。

●ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28年6月3日に公布・施行された。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするもの。

●多文化共生社会の定義

地域における多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省多文化共生の推進に関する研究会）と定義されている。

●LGBTとは

LGBTとは、性的少数者の総称をいう。「レズビアン(女性同性愛者)」、「ゲイ(男性同性愛者)」、「バイセクシュアル(両性愛者)」、「トランスジェンダー(性別越境、性別違和)の頭文字をとって名付けられた。とくに、トランスジェンダーの概念は幅広く、心の性別と体の性別が一致しない方、心の性別がなく、無性・中性として生きている方と、細かく分類される。これらの呼称は、自らのことをポジティブに語る用語として北米・ヨーロッパで生まれ、現在では世界中で使われている。

●SOGIとは

「SOGI」とは、性的指向（好きになる性）、性自認（心の性）、それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、「人の属性を表す略称」。異性愛の人なども含め全ての人が持っている属性のことをいう。「SOGI」はすべての人にかかわる人権の問題であり、連合があえて特定のマイノリティ（少数派）を表す言葉である「LGBT」を打ち出さず、多数派も含めたすべての人が持つ属性としての「SOGI」を前面に押し出した背景には、この

問題を特定の人びとにのみ配慮が必要な課題としてとらえるのではなく、すべての人の対等・平等、人権の尊重に根ざした課題としてとらえるべきであるという、国際的潮流に則った大きな考え方がある。「SOGI」に関する差別やハラスメントは以前から存在していたが、近年「LGBT」や「SOGI」が注目されることにより、その厳しい実態が明らかになりつつある。また、SOGI に関係するハラスメント（SOGI ハラ）をなくす動きも広まりつつある。連合は、どのような「SOGI」であっても、平等に人権が尊重され、安心して働ける職場環境を実現すべく、取り組みを始めている。

●津久井やまゆり園事件と再生に向けて

2016年7月26日、神奈川県立の障がい者支援施設である津久井やまゆり園において、突然の凶行により、19人のかけがえのない尊い命が奪われ、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生した。同年9月に県は、津久井やまゆり園の施設に甚大な被害が及び、適切な支援が困難であると判断し、津久井やまゆり園の再生に向けて「現在地での全面的建替え」の方向性を示した。その後、様々な意見が出されたことを踏まえ、同年2月、神奈川県障害者施策審議会に、津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会を設置し、津久井やまゆり園の再生について検討を依頼した。部会においては、12回にわたる精力的な審議が行われ、「意思決定支援」、「安心して安全に生活できる場の確保」、「地域生活移行の促進」を柱とする部会検討結果報告書が取りまとめられた。県は、この部会検討結果報告書の内容を尊重し、今般、「津久井やまゆり園再生基本構想」を取りまとめた。この基本構想は、事件によって命を奪われた利用者への鎮魂、ご遺族の痛惜の念、そして心身に傷を負った利用者及び職員の尊厳の回復を念頭に置き、利用者、ご家族、職員、津久井やまゆり園を支えていただいている地域住民の方々など関係するすべての人々、さらに、社会全体として、この事件を乗り越え、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を真に実現することを目指して取りまとめた。

●日米地位協定

日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定したものであり、日米安全保障体制にとって重要である。

課題として、裁判に関係して「公務中のアメリカ軍人・軍属が犯した犯罪の裁判権は日本にはない」との条文がある。そして、実際には公務外の米軍人が起こした犯罪が、米 국무省や国防総省の意向で「公務」中の事件にされる出来事がある。

●使用目的が変化する厚木基地

米軍再編に伴い、空母艦載機が厚木から岩国基地へと移駐された。飛行回数は低減となる見込みであるため、当面は騒音の「総量」の抑制に向けた取り組みが急務であると考える。空母艦載機とプロペラ機・ヘリ機を比べて分かるように、単機で短時間の大騒音と、単機で長時間の騒音を「積み上げ」比較できる情報資料の公開がのぞまれる。

行財政政策

◇背景と考え方



SDGsの目標とターゲット 8.5 10.3 12.7 12.8 16.4 16.7

神奈川県消費生活条例の改正について、神奈川県議会平成30年第1回定例会にて、3月23日「神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例」が原案可決され本年7月1日から施行されることになった。訪問販売を巡っては、県内の消費者センターに年間7千件近い苦情や相談が寄せられるなど被害は後を絶たない状況である。神奈川県は県消費生活審議会の答申を踏まえ、「訪問販売お断り」の張り紙がある世帯への訪問販売を禁止し違反行為に行政指導を科す条例改正を検討した。しかし県民意見でも賛成が7割に達したが、知事は「悪質業者を締め出すために全部の訪問販売を一律規制することは、必ずしも最善の解決策とは言えない」などとして見直しを見送った。

2017年5月11日、衆議院本会議において「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案」が賛成多数で可決、成立した。本法は課題の全てに対し解決策を講じるものではないが、いわゆる「法の谷間」に置かれ、官製ワーキングプアとも称される地方公務員の臨時・非常勤職員の処遇改善に向け、一定の前進がはかられたことは評価できる。この法律は、2016年12月の「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」を踏まえ、①特別職任用および臨時的任用の厳格化、②一般職非常勤職員の採用・任期等の明確化や給料・手当の支給などが盛り込まれた。この法律の施行により、臨時・非常勤職員の適正な任用や処遇の改善による職員の意欲向上などが期待されるところであり、2020年の新制度への円滑な移行に向け、万全の準備を整えることが重要である。

厳しい財政状況を背景に、公共サービスの効率化、コストダウンの要請が高まり、国や地方自治体から民間事業への公共工事や委託事業等における低価格・低単価の契約・発注が増大している。その背景の一つである格差、非正規雇用の拡大は社会問題化しており、行政として、人件費が公契約に入札する企業間で競争の材料にされていることを一掃し、公契約に労働基準条項を確実に盛り込ませる政策が求められる。

◇重点政策

1. 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法など、高齢者等の被害の実態把握と拡大防止をはかるとともに、相談体制の強化、消費者教育の推進をはかること。

特に悪質な訪問販売を撲滅するため、販売関係事業団体と連携した適正な販売に向けた自主規制の実施と、不当勧誘業者に対する企業名の公表や指導の徹底をはかること。

<補強・16.4>

2. 有権者の投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置ならびに期日前投票時間の弾力的な設定を進めること。

あわせて、駅前商業施設等を利用した投票しやすい投票所の拡大について、各選挙管理委員会や市町村へのきめ細かな対応・支援を行うこと。

<継続・16.7>

3. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。

また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めること。

<継続・8.5 10.3>

4. 公契約の下で働く労働者の保護、質の高い公共サービスの提供、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保と住民の福祉の増進に寄与することを目的とする公契約条例を制定すること。

また、条例制定の必要性検証を進めるため、他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進めること。

<継続・神奈川県と横浜市のみ・12.7>

5. 消費者基本法で認められている権利を超えて、消費者からの要求内容が社会通念に照らして著しく不相当な、いわゆる「悪質クレーム」の発生を防ぐため、倫理的な消費者行動を促す消費者教育の推進、悪質クレーム事例情報の共有化と情報発信、啓発活動を推進すること。

<新規・12.8>

参 考 資 料

<SDGs 16 9のターゲットから>

8.5 2030年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性に、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達に慣行を促進する。

12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

●消費者基本法とは

消費者保護基本法（1968年制定）を大幅に改正し、2004年に新設された、消費者政策・行政の指針を規定する法律。新たに理念規定（第2条）を置き、消費者の権利の尊重と自立の支援を消費者政策の柱に据えた。また、消費者と事業者の情報力格差、交渉力格差を明記し、消費者を支援することで自立を促す行政の姿勢を示した。

この法律で示された消費者の権利は、
消費生活における基本的な需要が満たされる権利

○健全な生活環境が確保される権利 ○安全が確保される権利

- 選択の機会が確保される権利
- 必要な情報が提供される権利
- 必要な教育の機会が提供される権利
- 意見が政策に反映される権利
- 被害から適切・迅速に救済される権利である。

また、新たに消費者教育の充実や、消費者団体の役割を加え、消費者基本計画を策定することを国の責務とした。

●悪質クレームの判断基準について

悪質クレーム問題の難しいところは、悪質性の判断の困難さにある。例えば、裁判になったときに、対象者の行為が違法と判断されるのか適法と判断されるのが困難な場合が多い。しかし、業界団体が司法判断の他に、悪質クレームの判断基準を持ち、さらに企業や業界団体が基準を共有することによって、社会的事実として慣習法上のルールを形成し、企業が自発的・積極的に悪質クレームへの対応を行いやすくする。また、悪質クレームに対応するのは現場の従業員であって、その従業員が実際の目の前の事態に対処するには、複雑な定義は不要あり、悪質クレームの定義については理解しやすい簡易なものが求められる。そこで、社会常識を大きく超える迷惑な要求者というものが業界の悪質クレームの定義として共通な認識になるだろう。一方で、悪質クレームの中には要求の内容自体には問題がないものの要求態度に問題がある場合や、反対に要求態度には問題がないものの要求内容が受け入れられない場合や、これらの複合型の場合などさまざまな類型が考えられる。これらのすべての類型を悪質クレームの範疇に含める定義がもとめられる。以上を考えたところによれば、悪質クレームとは：「要求内容、又は、要求態度が社会通念に照らして著しく不相当であるクレーム」とするのが適切である。

例として、

「謝罪として土下座や従業員の解雇を求める」

「誠意をもった対応後も業務に支障を来すような長時間の対応を強いる場合」

「大きな怒鳴り声や人格否定などの暴言、いすや棒などを振り回すような危険行為」

「ネット上へのプライバシーを侵害する行為」 (UAゼンセンより)

●消費者教育とは

経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性は高まっている。その中で、自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利を実現するように努め、自ら進んで、消費生活に関して必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど、

自主的かつ合理的に行動するように努める消費者—すなわち「自立した消費者」の育成を目指すことが、消費者教育の理念となっている。